

山梨県公報

号外第二十二号

平成二十七年

三月三十一日

火曜日

目次

規則

○山梨県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則……………一

規則

山梨県規則第二十一号

山梨県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

山梨県知事 後藤 齋

山梨県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則

山梨県製菓衛生師法施行細則(昭和四十二年山梨県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「法第四条の規定による製菓衛生師試験」を「製菓衛生師試験(以下「試験」という。)(に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「前項の試験」を「試験」に、「つど」を「都度」に改める。

第三条第一項中「前条第一項に規定する試験」を「試験」に改め、同項第三号中「厚生労働大臣」を「法第五条第一号の都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設若しくは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十六年法律第五十一号)第二十七条の規定による改正前の法第五条第一号の厚生労働大臣」に改める。

第四条の見出しを「(製菓衛生師試験合格証書の交付)」に改め、同条中「第二条第一項の規定による試験の合格者に対しては、合格証書」を「試験に合格した者に対し、製菓衛生師試験合格証書」に改める。

第五条中「製菓衛生師試験」を「試験」に改める。

第六条の見出しを「(製菓衛生師試験合格証明書)」に改め、同条第二項中「合格証明書」を「製菓衛生師試験合格証明書」に改める。

第七条ただし書中「県外居住者」を「県外に居住する者又は製菓衛生師養成施設の設

立者若しくは長の提出する書類について」に改める。

第一号様式中「製菓衛生師法第4条の規定による製菓衛生師試験」や「製菓衛生師試験」及び「第47条」や「第57条」及び「(法)」や「(製菓衛生師法)」及び「ただし、法」や「。ただし、製菓衛生師法」及び「(3) 厚生労働大臣」や「(3) 製菓衛生師法第5条第1号の都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設若しくは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)第27条の規定による改正前の製菓衛生師法第5条第1号の厚生労働大臣」及び「(5) 法」や「(5) 製菓衛生師法」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番